

第20回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 平成31年1月31日（木）
場所 市役所 第1会議室（旧 本館101会議室）
議案 議第1号 農地法第3条許可処分取消申請について
議第2号 農地法第3条許可申請について
議第3号 農地法第4条許可申請について
議第4号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第5号 農地法第5条許可申請について

その他 2月総会の会議開催予定日時
第21回総会を2月28日（木）午後に開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後4時

霜田事務局長

皆さん、足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。今日は夕方4時からの開催です。雪もお昼より降りが激しくなってきました。雪については、降れば降ったで大変ですし、また、降らなければ田んぼの水が心配になると思います。

先般、19日土曜日の山波家希さんのお祝い会には48人の方から出席いただきました。出席された皆様には、和やかな中、笑顔が絶えず、本当に楽しい会だったというお声を沢山いただきました。ありがとうございます。19日当日は、河合委員さんからカメラマンとして各テーブルを回っていただき難儀して頂きました。当日出席いただきました皆様にはテーブルごとに写真を撮らせていただきましたので、皆様に配布してあります。写真代は会費の中から支出させていただきました。

それでは、ただ今から第20回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしく申し上げます。

黒坂会長

皆さん、足元の悪い中ご苦勞様です。今年もよろしくお願ひ致します。ことわざで日照りに不作なし、また大雪の年も不作なしと言われていたのですけれど、去年はどうなっているのか、ことわざが通用していません。今年こそは豊作になり収益を上げる年にしていきたいと思ひますので、各地域でご指導お願ひします。

今年はいノシシ年ということで、猪突猛進まっしぐらで目標に向かつていく年じゃないかと思ひます。

1月26日西山支店でいノシシの研修会を開いていただきました。二年前よりいノシシの被害が非常に多くなって、皆さん切実になっているようです。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局に本日の出席委員数の報告を願ひます。

霜田事務局長

事務局です。委員数は19人であります。欠席報告1人、現在の出席委員数は18人で、過半数であることを報告致します。

また、農地最適化推進委員の出席は21人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第20回総会を開催します。

議長

次に、柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

それでは、No.3 阿部 隆一委員、No.18 新澤 公明委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可処分取消申請について」事務局の説明を求めます。

濁川事務局長代理

事務局でございます。議案書 1 ページをご覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可取消申請についてご説明をいたします。

申請番号 1 土地の所在地 大字上方字岡ケ〇〇番〇 地目 田 面積 19 m²。譲渡人 宮場町〇番〇号 〇〇 〇〇 相続人 〇〇 〇〇。譲受人 東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。申請理由 平成 30 年〇月〇日付け柏農委指令〇〇号で地役権設定として農地法第 3 条許可を受けましたが、許可後登記申請前に譲渡人が死亡し所有権移転が生じたため取消を申請するものです。議第 2 号 3 条許可申請申請番号 5 に関連。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 2 号 農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

濁川事務局長代理

事務局でございます。議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 3 条許可申請についてご説明いたします。

申請番号 1 譲渡人 西山町大崎〇〇番地 〇〇 〇〇。譲受人 西山町大津〇〇番地 〇〇 〇〇。土地の所在地 西山町大津字千鳥ケ地〇〇番 外 1 筆 田 2,977 m²。

自作地の売買でございます。取得事由については、経営規模拡大のため。売買価格でございますが、10 a あたり 円になります。

申請番号 2 譲渡人 大字藤井〇〇番地 〇〇 〇。譲受人 四谷〇丁目〇番〇号 〇〇 〇。土地の所在地 大字橋場字鴨潜〇〇番〇 田 2,971 m²。自作地の売買でございます。取得事由については、経営規模拡大のため。売買価格でございますが、10 a あたり 円になります。

申請番号 3 譲渡人 扇町〇番〇-〇号 〇〇 〇〇。譲受人 大字与三〇〇番地 〇〇 〇〇。土地の所在地 大字与三字千刈〇〇番 外 3 筆 田 3,845 m²。自作地の贈与でございます。取得事由については、経営規模拡大のため。

申請番号 4 譲渡人 大字本条〇〇番地 〇〇 〇〇。譲受人 大字本条〇〇番地 〇〇 〇〇。土地の所在地 大字本条字西畑〇〇番〇 畑 125 m²。自作地の贈与でございます。取得事由については、経営規模拡大のため。

申請番号 5 譲渡人 宮場町〇番号〇 〇〇 〇〇。譲受人 東京都港区赤坂〇丁目 〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。土地の所在地 大字上方字岡ケ〇〇番〇 田 19 m²のうち 1.55 m²。使用収益権の設定でございます。取得事由については、パイプラインの維持管理の観点から地役権を設定し権利保全を図るため。議第 1 号 3 条許可取消申請 1 に関連。

審査結果一覧の 1 ページをご覧ください。地区担当の委員、笹川農地会議代表者、事務局の阿部係長、濁川が現地調査を行いました。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字石曾根字中島〇〇番〇 田 249 m²。大字石曾根〇〇番地〇 〇〇〇〇。農作業所。第 2 種でございます。申請地は、すでに転用目的である農作業所敷地として利用されており、今回、追認許可を求めるものです。議第 5 号 5 条許可申請 申請番号 2 及び 3 に関連するものです。

申請番号 2 大字北条字上江下〇〇番〇 外 1 筆 計 田 393 m²。大字北条〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇。貸車庫及び貸物置。第 3 種でございます。なお、申請地は、すでに転用目的である貸車庫等として利用されており、今回、追認許可を求めるものです。

申請番号 3 豊町字三ツ柳〇〇番〇 田 49 m²。四谷〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。駐車場。第 3 種でございます。なお、申請地は、すでに転用目的である駐車場として利用されており、今回、追認許可を求めるものです。

申請番号 4 茨目〇丁目字茶畑〇〇番〇 田 1.44 m²。新発田市緑町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇。公衆用道路。第 3 種でございます。なお、申請地は、すでに転用目的である公衆用道路として利用されており、今回、追認許可を求めるものです。

申請番号 5 田塚〇丁目字七ノ江〇〇番〇 田 133 m²。田塚〇丁目〇番〇号 〇〇 〇。車庫。第 3 種でございます。なお、申請地は、すでに転用目的である車庫として利用されており、今回、追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。第 3 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局に説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 4 ページをご覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字新道字郡橋〇〇番〇 田 449 m²。大字横山〇〇番地〇 〇〇 〇。向陽町〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。当初計画者が住宅を建築する予定でしたが、家庭の事情によりこれを取りやめ、承継者の住宅を建築するものです。第 3 種でございます。議第 5 号 5 条許可申請 申請番号 5 に関連するものです。

申請番号 2 大字山本字上山〇〇番 外 20 筆 畑 14,199 m²。大字山本字下山〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇。砂採取。採取期間終期の平成 31 年 3 月 31 日から平成 34 年 3 月 31 日への延長及び採取農地の一部除外。第 2 種でございます。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表 4 ページ 下段のとおり、特に問題はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 4 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に「議第 5 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局に説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 5 ページをご覧ください。議第 5 号農地法第 5 条許可申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 西山町西山〇〇番〇 田 28 m²。愛知県岡崎市矢作町字中道〇番地〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。西山町西山〇〇番地〇 〇〇 〇〇。物置。第 3 種でございます。

申請番号 2 大字石曾根字中島〇〇番〇 田 69 m²。大字石曾根〇〇番地 〇〇 〇。大字石曾根〇〇番地〇 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。議第 3 号 4 条許可申請 申請番号 1 及び本議案 申請番号 3 に関連するものです。

申請番号 3 大字石曾根字中島〇〇番〇 田 69 m²。大字石曾根〇〇番地〇 〇〇 〇〇。大字石曾根〇〇番地 〇〇 〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。議第 3 号 4 条許可申請 申請番号 1 及び本議案 申請番号 2 に関連するものです。

申請番号 4 豊町字三ツ柳〇〇番〇 田 259 m²。四谷〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。岩上〇番〇-〇号 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 5 大字新道字郡橋〇〇番〇 田 449 m²。大字横山〇〇番地〇 〇〇 〇。向陽町〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。議第 4 号 5 条事業計画変更申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 6 大字上条字上川原〇〇番 田 135 m²。大字上条〇〇番地 〇〇 〇〇。大字上条〇〇番地〇 〇〇 〇〇。車庫。第 2 種でございます。なお、申請地は、すでに転用目的である車庫として利用されており、今回、追認許可を求めるものです。

申請番号 7 元城町字宮川〇〇番〇 畑 51 m²。大字与三〇〇番地 〇〇 〇〇〇。

大字横山〇〇番地 〇〇 〇〇。貸資材置場。第 3 種でございます。なお、申請地は、すでに転用目的である貸資材置場として利用されており、今回、追認許可を求めるものです。

申請番号 8 長浜町字西江〇番〇 田 577 m²。長浜町〇番〇号 〇〇 〇〇。東港町〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。宅地造成敷地。第 3 種でございます。

申請番号 9 朝日が丘字前谷内〇〇番〇 外 1 筆 計 田 1168 m²。向陽町〇〇番地 〇 〇〇 〇〇〇。長岡市信濃〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。建売住宅。第 3 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧 5 ページのとおり、特に問題と案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 5 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

以上で第 20 回総会を終了します。

議長

その他の事項で、委員のみなさんから発言はございませんでしょうか。
ないようでしたら事務局からその他事項をお願いします。

霜田事務局長

30 年度の定年就農者の実態調査ということで説明いたします。

小山係長

例年のことですが、皆様の周りで、退職を機に就農した方がおられましたら、ご報告をお願いします。調査対象者として、新たな分野に飛び込んだ人ということですので、家が農家で会社勤めしていたけれど、退職して農業をするという方は対象になりません。もし、対象の方がいる場合、人数、性別だけで結構ですので、調査書の提出をお願いします。県への締切が2月22日となっておりますので、その1週間前を目途によりしくをお願いします。以上です。

霜田事務局長

お手元の第20回農業委員会総会（H31.1.31）事務局事務連絡をご覧ください。今後の予定です。

柏崎・刈羽地域農業者大会 2月4日（月）13時15分から16時 柏崎市文化会館「アルフォーレ」大ホール。生産者所得の拡大に向けた園芸導入の取組ほか

地域別農業委員会 会長・事務局長会議 2月21日（木）14時30分から 長岡市役所「アオーレ」会議室。常設審議委員選出会議及び農業委員会活動と組織運営について農業会議より。

市町村農業委員会役員等研修会 四役・事務局長 3月1日（金）13時30分から 新潟市中央区「トラック会館」6階研修室 農地制度の適正な執行と農業委員会活動の推進に向けた研修。

農業委員会活動標語の選考結果について3枚目をご覧ください。県の農業委員会大会で募集をしてその後選考がありました。裏面に選考結果が載っています。柏崎市農業委員会からは1名の方が応募されました。ありがとうございました。

第21回総会 農業委員 2月28日（木）午後から 第二分館2階第6会議室。

これから新年会のため、おくいさんに移動して頂くこととなります。本日は41名の方から出席いただくこととなります。ありがとうございます。新年会については市長が来賓として出席していただきますが、公務がありまして6時半からの参加となります。バスを希望された方は28名。1便が17時10分に出発します。今日お車で来られた方がいれば、お声がけしていただきご同乗をお願いします。5時半開会と考えております。おくいさんに着きましたら、上座以外の方はくじを引いてください。ご協力よろしくをお願いします。以上です。

議長

以上で本日の日程は終了しました。閉会の挨拶を佐藤会長職務代理からお願いします。

佐藤会長職務代理

お疲れ様でした。この後新年会に出席する方、よろしくお願ひします。議案の中で 4 条申請 5 件全て追認申請ということで、最近少し目立っているかと思っています。農業委員、推進委員の皆さん各地域で工事しているのを見かけたら、大丈夫かという目で見ただけければ、このようなことが無いのかと思います。よろしくお願ひします。

農地法改正でハウスの中のコンクリートが可能になってきます。最近、私の方にも問合せがありました。皆さんも問合せが増えてくると思いますので、できましたら事務局から簡単な説明をお願ひします。

阿部係長

底地がコンクリートのものについて、国や県から資料が届いています。また、申請の様式もありますので、それを考へている方がいれば、事務局窓口に來ていただけるようにご案内いただければと思います。よろしくお願ひします。

佐藤会長職務代理

ありがとうございます。物置に使うのはダメですので、問合せがありましたら、事務局に確認してください。本日はありがとうございます。

閉会 午後 4 時 4 5 分

柏崎市農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____